

友会を開催した。演題は次のようであった。

一 子宮外妊娠の診断

緒方正清

二 脂肪附属及び脂肪変性を論ず

緒方銈次郎

三 医学修業経歴談

山田俊卿

四 開業医薬品鑑別法

岩崎勘次

明治三十年四月十一日僧を招き同病院で施餓鬼供養を行っているが、この日まで同医学校では三十有余人の遺体解剖を行っている。

なお同医学校が何時廃校になったかは現在までの調査では不明である。

大正十四年の医籍録による調査によれば同医学校に学んだ医師は関西出身が最も多く、そのほか中国、四国地方の出身がこれにつき、総計三十七名の姓名が判明した。

(岡山大学医学部)

新潟医学校に関する規則

谷津 三雄

中野操著増補『日本医事大年表』(昭和四十七年十二月刊)の明治三年(一八七〇)の日本医事によると「新潟ニ於テ地方有志協力ノ下ニ共立病院ヲ興シ、次デ第一区協定病院ト称シ医学生ヲ養成シ、九年県立病院トナリ、十二年新潟医学校ト改称ス、之レ今日ノ新潟医科大学ノ前身トス」と記載され、また明治六年(一八七三)の日本医事に「是歳新潟ニ仮病院ヲ設立シ白井剛作ヲ病監トシ仏人ウキーターヲ医学教師トシテ患者診療ノ傍ラ医学生ヲ教育セシム、十一年新潟医学校ト改称ス、之ヲ新潟医科大学ノ濫觴トス」と記載されており明治十一年と同十二年の両年が見られる。

また、蒲原宏、本間邦則共著『新潟市の医学、歯学史散策』の「新潟病院及び医学教場跡」の項目に「明治六年(一八七三) 県令、楠本正隆は新潟町、鈴木長蔵を中心と

して私立病院の推進をはかり、新潟町横三番町（現、証谷小路、第四銀行本店附近）の町内所内に仮開設し、明治六年七月十日より私立新潟病院は診療と医学生教育がおこなわれることになった。外人教師としてフランス人医師ドクトル・ヴェターが雇傭された。ここで病院事務がおこなわれた」と記載、さらに、「註」に「私立新潟病院は第一区協立病院、公立新潟病院、私立病院などと呼称される。公的には新潟病院が正しいと考えられている。当時は国費建設以外の町村立でも私立の冠称を付した」と記されているが、新潟医学校と改称された年についてはふれられていない。

演者が所有する新潟県令永山盛輝、甲第一三五号、明治十二年七月三十一日発行の「新潟病院ノ儀ハ以来新潟医学校ト改称規則」により新潟医学校は明治十二年に改称されたことを知る。本資料は、通則（第一条から第十条）、試業則（第一条から第七条）、入学則（第一条から第八条）、舎則（第一条から第二十五条）からなり、十八丁和綴本である。

通則、第一条・本校ハ県内ノ公立ニシテ専ラ管下ノ医学

生ヲ教育スル所トス、但、校内別ニ附属病院ヲ置キ以テ患者ヲ治療セシム、第二条・学科ヲ別テ二トス、日正則、日変則正則ハ學術大成ノ目途アルモノヲ養成シ、変則ハ医学ノ大意ヲ知り、速ニ実地ニ従事セント欲スル者ヲ教授スルモノトス、第三条・正則生ハ年齢十五年以上十八年以下ニ限り変則生ハ大約二十年以上三十年以下タルベシ、但シ学業優等ノ者ハ此限ニ非ス、第四条・学科ハ凡テ邦語ヲ以テ教授スルモノトス、但シ正則生ハ訳書及獨逸書ヲ兼用セシムベシ、第五条・課業ハ午前第八時ニ始マリ正午十二時ニ終ル、但シ日ノ長短ニヨリ始終ノ時間ヲ換ルコトアルベシ、第六条・毎級卒業ノ後試験ヲ行ヒ其級ノ卒業証書ヲ与ヘ登級セシム、落第ノ者ハ尚元級ニ留メテ再修セシム、第七条・全科卒業ノモノハ大試験ヲ行ヒ左式ノ証書ヲ与フルヲ法トス、として「医学卒業証書式」が記されている。第八条・変則ノ第六級ヲ以テ正則ノ第八級ニ準シ各級其席次ヲ定ムルヲ法トス、第九条・正則ヲ予科、本科ノ両科トシ予科ヲ一年トシ、二級ニ分チ、本科ヲ四年トシ八級ニ分チ各級六ヵ月ノ課程ト定ム、其順序左ノコトシ、正則科教則、予科、第二級、獨逸語学、植物学、数学、第壹級、独

逸語学、動物学、幾何及代数学。本科、第八級、無機化学、物理学、記載解剖学、附、組織学、第七級、有機化学、記載解剖学、生理学、第六級、生理学、外科総論、内科総論、第五級、外科総論、内科総論、外科各論、第四級、外科各論、内科各論、薬剤学、第三級、内科各論、眼

ル者、第二他人ヲ煽動シ党與ヲ結ヒ校長教員等ニ抗スル者、第三定期試業落第三度ニ及ヒ後年卒業ノ目的ナキ者、第四 犯則数度ニ及悔悟ノ志行ヲ見サル者と規定されており今日と何ら変わりない。

(日本大学松戸歯学部)

科学、薬剤学、第二級、内外科臨床講義、産科学、第一級、実地経験。第十条・変則学科修業期限ヲ三年半トシ七級ニ分チ、毎級六ヵ月ノ課程ト定ム、其順序左ノコトシ、
変則科教則、第七級、物理学大意、化学大意、記載解剖学、第六級、物理学大意、化学大意、記載解剖学、第五級、生理学、外科総論、内科総論、第四級、内科総論、外科各論、薬剤学、第三級、外科各論、内科各論、薬剤学、第二級、眼科学、内外科臨床講義、内科各論、第一級、産科学、実地経験。

試業則とは、試験の規則で第一条から第七条まで、入学則は第一条から第八条、舎則は第一条から第二十五条よりできており、第二十五条は入舎生の罰則に関するものである。

なお、退学については、第一 教場監事ノ指揮ニ随ハサ